

3 施設受給者証の再交付を受けた後、失った施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

(準用)

第27条 第15条の規定は、法第15条の12第11項において準用する法第15条の6第11項の規定による支払に関する事務について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第7条 この政令に定めるもののほか、居宅受給者証及び施設受給者証について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた18歳以上の知的障害者（以下「施設支給決定知的障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。

7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定知的障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

8 施設支給決定知的障害者が指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき（当該施設支給決定知的障害

者が当該指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該施設支給決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定知的障害者に代わり、当該指定知的障害者更生施設等に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定知的障害者に対し施設訓練等支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定知的障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第2項各号の市町村長が定める基準及び第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

11 第15条の6第11項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

(知的障害程度区分の変更)

第15条の13 施設支給決定知的障害者は、その知的障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該知的障害程度区分の変更の申請をすることができる。

(知的障害程度区分の変更の申請)

第28条 法第15条の13第1項の規定により知的障害程度区分(法第15条の11第3項に規定する知的障害程度区分をいう。以下同じ。)の変更の申請をしようとする施設支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、その知的障害程度区分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、施設受給者証に当該決定に係る知的障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第15条の14 施設支給決定を行った市町村は、次に掲げる場

。一 氏名、性別、居住地、生年月日及び施設受給者証番号

二 現に受けている施設支給決定に係る知的障害程度区分

三 当該申請に係る知的障害者施設支援の具体的内容

四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(施設受給者証の提出を求める場合の手続)

第29条 市町村は、法第15条の13第2項の規定により知的障害程度区分の変更の決定を行ったときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定知的障害者に通知し、施設受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第15条の13第2項の規定により知的障害程度区分の変更の決定を行った旨

二 施設受給者証を提出する必要がある旨

三 施設受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の施設支給決定知的障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(施設受給者証の返還を求める場合の手続)

第30条 市町村は、法第15条の14第1項の規定により施設支

合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

一 施設支給決定知的障害者が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設支給決定知的障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により施設支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(文書の提出等)

給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定知的障害者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第15条の14第1項の規定により施設支給決定の取消しを行つた旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の施設支給決定知的障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。
(知的障害者更生相談所の判定)

第31条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は施設支給決定、知的障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所（法第9条第4項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）の判定を求めるものとする。

第15条の15 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、居宅支給決定知的障害者若しくは施設支給決定知的障害者又は知的障害者居宅支援若しくは知的障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第15条の16 この款に定めるもののほか、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第2款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等

(指定居宅支援事業者の指定)

第15条の17 第15条の5第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、知的障害者居宅支援を行う事業（以下この条において「知的障害者居宅支援事業」という。）を行う者の申請により、知的障害者居宅支援の種類及び知的障害者居宅支援事業を行う事業所（以下この款において「事業所」という。）ごとに行う。

(指定居宅介護事業者に係る指定の申請)

第32条 法第15条の17第1項の規定により知的障害者居宅介護に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場合に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその

代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

(指定デイサービス事業者に係る指定の申請)

第33条 法第15条の17第1項の規定により知的障害者デイサービスに係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業所の平面図及び設備

の概要

六 事業所の管理者の氏名、
経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者からの苦情を解決
するために講ずる措置の概
要

九 当該申請に係る事業に係
る従業者の勤務の体制及び
勤務形態

十 当該申請に係る事業に係
る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に
係る居宅生活支援費の請求
に関する事項

十二 その他指定に関し必要
と認める事項

(指定短期入所事業者に係る指
定の申請)

第34条 法第15条の17第1項の

規定により知的障害者短期入
所に係る指定居宅支援事業者
の指定を受けようとする者は
、次に掲げる事項を記載した
申請書又は書類を、当該申請
に係る事業所の所在地を管轄
する都道府県知事に提出しな
ければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる
事務所の所在地並びにその
代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開
始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為
等及びその登記簿の謄本又
は条例等

五 事業所の種別（知的障害
者福祉法に基づく指定居宅
支援事業者等の人員、設備
及び運営に関する基準（平
成14年厚生労働省令第80号
。以下「指定居宅支援等基
準」という。）第65条第1
項に規定する併設事業所（

次号及び第7号において「併設事業所」という。)又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。
)

六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅支援等基準第67条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(指定知的障害者地域生活援助事業者に係る指定の申請)

第35条 法第15条の17第1項の規定により知的障害者地域生

活援助に係る指定居宅支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

八 運営規程

九 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定居宅支援等基準第95条において準用する同令第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 指定居宅支援等基準第93条の知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(指定居宅支援事業者の名称等
の変更の届出等)

第36条 指定居宅支援事業者は、次の各号に掲げる指定居宅支援事業者が行う知的障害者居宅支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 知的障害者居宅介護 第32条第1号、第2号、第4号
(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第7号まで及び第11号に掲げる事項

二 知的障害者デイサービス 第33条第1号、第2号、第4号
(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第7号まで及び第11号に掲げる事項

三 知的障害者短期入所 第34条第1号、第2号、第4号
(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第9号まで、第13号及び第14号に掲げる事項(第7号に掲げるものについては、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。)

四 知的障害者地域生活援助 前条第1号、第2号、第4号
(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第7号、第8号及び第12号から第14号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第2号、第3号及び第4号に掲げる知的障害者居宅支援の利

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第15条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第15条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害者居宅支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定居宅支援事業者の責務)

用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該知的障害者居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した年月日

二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由

三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置

四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第15条の18 指定居宅支援事業者は、知的障害者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定居宅支援の事業の基準)

第15条の19 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

(変更の届出等)

第15条の20 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第15条の21 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定居

宅支援事業者であつた者等」
という。) に対し、報告若し
くは帳簿書類の提出若しくは
提示を命じ、指定居宅支援事
業者若しくは当該指定に係る
事業所の従業者若しくは指定
居宅支援事業者であつた者等
に対し出頭を求め、又は当該
職員に、関係者に対し質問さ
せ、若しくは当該指定居宅支
援事業者の当該指定に係る事
業所について設備若しくは帳
簿書類その他の物件を検査さ
せることができる。

2 前項の規定による質問又は
検査を行う場合においては、
当該職員は、その身分を示す
証明書を携帯し、かつ、関係
者の請求があるときは、これ
を提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は
、犯罪捜査のために認められ
たものと解釈してはならない
。

(指定の取消し)

第15条の22 都道府県知事は、
次の各号のいずれかに該当す
る場合においては、当該指定
居宅支援事業者に係る第15条
の5第1項の指定を取り消すこ
とができる。

一 指定居宅支援事業者が、
当該指定に係る事業所の従
業者の知識若しくは技能又
は員数について、第15条の
19第1項に規定する厚生労
働省令で定める基準を満た
すことができなくなつたと
き。

二 指定居宅支援事業者が、
第15条の19第2項に規定す
る指定居宅支援の事業の設
備及び運営に関する基準に
従つて適正な指定居宅支援
の事業の運営をすることが

できなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

2 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第2号又は第3号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

（公示）

第15条の23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第15条の20の規定による届出（同条の厚生労働省令